

横浜市並木コミュニティハウスの概要

1 建設場所	横浜市金沢区並木二丁目 8 番 1 号
2 用途地域	第一種中高層住居専用地域
3 構造・規模	鉄筋コンクリート造、地上 4 階建てのうち 1 階の一部
4 敷地・延床面積	敷地面積 16,214.35 m ² 延床面積 339.63 m ² (コミュニティハウス)
5 施設内容	集会室 A (防音対応)、集会室 B・C (ロビーと一体利用可)、和室 (6 畳・8 畳 (茶室))
6 施設の特徴	旧並木第三小学校活用事業者が建設するリハビリテーション病院内に、借上げ手法により整備。
7 開館予定	平成 24 年 9 月
8 その他	指定管理者 (平成 24 年第 2 回市会定例会に指定議案を提出予定)

※金沢区で 9 館目

【参考】旧横浜市立並木第三小学校活用事業者選定方法等

平成 21 年 11 月 13 日	コミュニティハウス及び地域防災に関する提案を行うことを条件に活用事業者の公募開始
平成 22 年 3 月 29 日	活用事業者としてリハビリテーション病院の整備を提案した(株)武蔵野社・医療法人社団法人協友会に決定
平成 23 年 5 月	工事着手

指定管理者の候補者の選定及び業務の評価に関する手続の整備について

1 条例改正の趣旨

平成 22 年度に多くの施設で指定管理者 2 期目の選定を終え、本年 4 月現在、本市の指定管理者の指定済み施設は 892 施設となっています。これらの施設における指定手続や評価について、実際の運用状況に合わせ、条例で明確化するため、横浜市地区センター条例についても一部改正を行うものです。

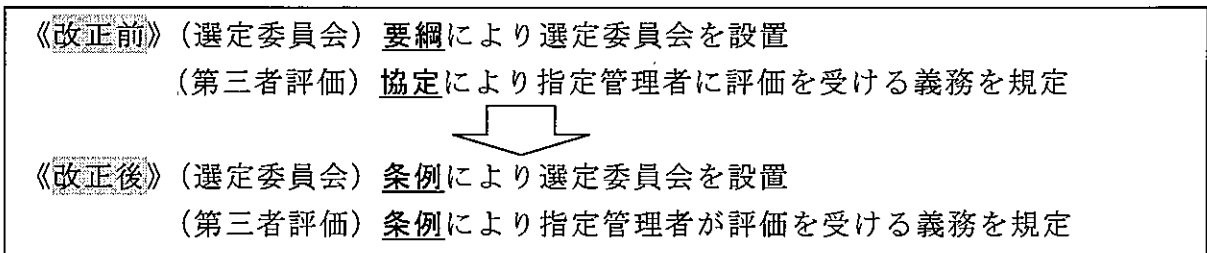
【参考：同様の趣旨による条例改正の状況（本市会に提案）】

- ① 「指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備に関する条例」
→横浜市男女共同参画センター条例等 49 条例を一括して改正する条例を制定(政策局)
- ② 「横浜市地区センター条例」、「横浜市地域ケアプラザ条例」及び「横浜市福祉保健研修交流センター条例」（健康福祉局）、「横浜市病院事業の設置等に関する条例」及び「横浜市病院事業の経営する病院条例」（病院経営局）の 5 条例
→他の改正理由があるため各施設条例ごとに改正

2 改正の主な内容

- (1) 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため指定管理者選定委員会を設置すること。
- (2) 指定管理者の候補者を選定する際に、指定管理者選定委員会の意見を聴くこと。
- (3) 指定管理者の義務として、指定期間中に第三者評価を受けること。

3 条例改正前と改正後



4 指定期間における選定評価のイメージ

